

### 第1 発行可能株式総数に関する規律（会社法改正）

会社法では、公開会社の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとされており（会社法814①）、公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合は、変更後の発行可能株式総数は、定款の変更が効力を生じさせる発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとされています（会社法113③）。これらの4倍規制の趣旨は、既存株主の持株比率の低下の限界を画することにあると考えられています。

しかし、改正前会社法では、新設合併等における株式会社の場合や公開会社でない株式会社が定款の変更により公開会社と合併については、上記4倍規制の適用はなく、また、株式併合が発行済株式の総数が減少した後も、発行可能株式総数は変更前のものとされていました。しかし、これらのいずれの場合につき4倍規制の趣旨は、当てはまるものと考えられます。

そこで、新設合併等における設立株式会社の設立時発行済株式は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとされた（会社法814①）。

また、公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加し、及び公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社とな

組見本 (A5判縮小)

### 第2 株式併合と発行可能株式総数（会社法改正）

改正前会社法では、株式の併合がされた場合には、発行済株式の総数は減少するが、発行可能株式総数は変動しないものとされていました。そのため、設立の際に1,000株を発行した会社の発行可能株式が4,000株であれば、2対1の株式併合をして発行済株式数を500株とすれば、4,000株すなわち8倍までの株式発行が可能でした（旧会社法180）。

しかし、発行可能株式総数が株式の併合後における発行済株式の総数の4倍を超えることを許容するならば、既存株主の持株比率の低下の限界を画することができなくなります。株式併合の効力発生日における発行可能株式総数（株式併合後の発行可能株式総数）は、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲で、株主の意思によって定めることが適切であると考えられます。

そこで、株式会社が株式併合をしようとする場合には、その都度、株主総会の決議によって、株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）における発行可能株式総数を定めなければならないものとされた（会社法180②）、公開会社については、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとされた（会社法180③）。

発行可能株式総数は定款の記載事項とされていること（会社

### 第6 会社計算と企業会計基準

#### 1 会社計算規則と企業会計基準

会社法では、計算に関する規定は、その基本となるべき事項、のみを定め、具体的な事項は全て法務省令である会社計算規則に委ねられています。

一方、会社法は、会社の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（会社法431・614）と定め、会社計算規則3条は「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしなければならない」としており、企業会計基準、適用指針等が制定されている場合には、会社法における計算もそれに従って行われるとなります。

今回も、会社法改正とは直接の関係はありませんが、平成25年13日に企業会計基準委員会（ASBJ）において企業結合に関する会計基準、事業分離等に関する会計基準、共通適用指針等の会計基準改正が行われたことに伴い、次の整備がなされています。

#### (1) 計算書類及び連結計算書類における表示に係る整備

企業結合に関する会計基準等において、連結貸借対照表の表示の名称変更がされたこと、連結損益計算書の当期純利益に非支

27年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとされています。

#### (2) 株主資本等変動計算書における暫定的な会計処理の確定に係る整備

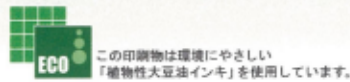
暫定的な会計処理の確定を行った企業結合年度の翌年度に、株主資本等変動計算書において、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、その影響額の反映後の期首残高を記載することとされたことを踏まえ、会社計算規則の株主資本等変動計算書の表示に関する規定が改正されました（会計規96②）。

改正後の会社計算規則96条7項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとされています。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係るものについては、同項の規定を適用することができます。

### 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 総務本部  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地  
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2015.8) 509081



改正会社法に対応した  
 会計・税務がよくわかる!

# 改正会社法と 会計・税務の対応

共著 阿部 泰久 (経団連 常務理事)  
 中東 正文 (名古屋大学大学院法学研究科教授)  
 緑川 正博 (公認会計士・税理士)



- ◆会社法および関係省令の改正を踏まえて、会社法にかかわる法制、会計、税制の全体像を理解できる内容となっています。
- ◆コーポレート・ガバナンスに関する事項や親子会社法制の整備など、企業実務にとって重要な改正がなされた会社法について、改正項目を中心に幅広く取り上げています。
- ◆企業の法務・経理担当者をはじめ実務に携わる専門家まで、幅広い方々にご利用いただける内容です。

A5判・総頁296頁  
 本体価格 3,200円+税  
 送料実費

電子書籍版も  
 発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。  
 新日本法規 Web で 検索

電子書籍版

〔電子書籍版〕  
 本体価格 2,600円+税



0120-089-339  
 E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

創業1948年



公式Facebookページ  
 法律出版社ならではの情報を発信

